

## 令和7年度 第4回山梨地方最低賃金審議会 議事録

1 日 時：令和7年9月16日（火）午後0時55分～午後2時00分

2 場 所：山梨労働局1階大会議室

3 出席者：公益代表 石垣委員、今井委員、岡松委員、門野委員、後藤委員  
労働者代表 小林委員、櫻井委員、白倉委員、船渡委員、松長委員  
使用者代表 長谷川委員、早川委員、丸茂委員、山岸委員、依田委員  
事務局 岩崎労働局長、小林労働基準部長  
小林賃金室長、深沢賃金室長補佐

### 4 議 事

- (1) 山梨地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出について（諮問）
- (2) 山梨地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出の取扱いについて
- (3) 山梨地方最低賃金審議会の意見に関する異議申出について（答申）
- (4) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について（答申）
- (5) 特定最低賃金改正決定について（諮問）
- (6) 特定最低賃金専門部会の設置等について
- (7) 特定最低賃金専門部会の専決決議について
- (8) その他

### 5 審議会内容

（賃金室長補佐）

本日は、全委員の御出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定によりまして、審議会を開催し決議することができますことを報告いたします。

定刻より少し早いですけれども、ただいまから、令和7年度第4回山梨地方最低賃金審議会を開催いたします。

また、当審議会は一般に公開をしております。

事前に公示を行いましたところ、報道機関3社を含む5名の傍聴希望者の方が本日、傍聴席にいらっしゃいますので報告いたします。

傍聴される方は、お手元の「審議会傍聴にあたっての遵守事項」をお守りいただきますようお願ひいたします。

また、報道機関の皆様のカメラ撮影の機会ですが、ただいまの時間から議事進行を開始する前までの頭取りの間、会議中に行われる異議申出に係る答申文の手交の時、その後に続く労働局長の挨拶までとなります。

続きまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。

一番上に次第があります、そして配席表、これらは一枚ものになります。

それから、左上にホッチキス止めしてした「山梨地方最低賃金審議会資料（第4回本審議会）」、続いて、特定最低賃金、電機および自動車に係る改正決定の必要性の有無について、報告がそれぞれ1枚ずつです。

お手元の資料で足りない資料等はございますか。

それでは、私のほうからの説明は以上になります。

ここからは後藤会長に議事進行をお願いすることになります。

それでは、後藤会長、以後の議事進行をお願いいたします。

### 【（1）最低賃金審議会の意見に関する異議申出について（諮問）】

（後藤会長）

こんにちは。

それでは、早速、議事にしたがいまして進めさせていただきます。

まず、議事(1)「最低賃金審議会の意見に関する異議申出について」に入ります。

本年8月27日に、当審議会から山梨労働局長に対し、山梨県最低賃金に係る答申を行いました。

これを受けて、山梨労働局では、審議会の意見に関する公示を行いました。

この審議会の意見に関する公示に対しましては、9月4日付け、9月8日付け及び9月9日付けで、合計5件の異議の申出がありました。

これらの申出の取扱いについて審議することといたします。

それでは、審議に入る前に申出の内容等について、事務局から説明をお願いいたします。

（賃金室長）

それでは、異議の申出に関しまして、説明させていただきます。

着座にて失礼いたします。

まずは、最低賃金決定の流れの中における異議の申出の位置づけにつきまして、説明をさせていただきたいと思います。

お手元に配付しております審議資料の1ページを御覧いただければと思います。

こちらは最低賃金法の一部を抜粋したものとなります。

最低賃金法第11条第1項に、労働局長は、最低賃金審議会の意見の提出があったときは、その意見の要旨を公示しなければならないと規定しております。

この規定に基づきまして、8月27日の第3回本審終了後、最低賃金審議会の意見の要旨につきまして、山梨労働局の掲示板及び山梨労働局ホームページに公示いたしました。

次に、同条第2項では、地域の労働者又はこれを使用する使用者は、公示があった日から15日以内に、都道府県労働局長に対して異議を申し出ることができます。

この規定に基づきまして、今般、県内の6つの労働組合から異議の申出が行われました。

さらに、同条第3項におきまして、申出があったときは、その申出について、最低賃金審議会に意見を求めなければならないとされております。

この規定に基づきまして、本日、異議の申出に対する諮問をさせていただきたいと考えております。

次に5ページ資料3でございます。

5ページ以降は、山梨県労地域ユニオン、山梨県医療労働組合連合会、山梨県労働組合総連合、ユーヨープ労働組合、やまなし公務公共労働組合と山梨自治体一般労働組合、これは連名になっていますが、合計6つの労働組合から提出されました異議申出書の写しとなります。

時間の関係もございますので、それぞれの異議申出書の要旨のみ説明させていただきたいと思います。

まず、5ページが、山梨県労地域ユニオンからの異議申出書となります。

申出事項としましては、最低賃金の大幅引上げで県内労働者の暮らしの改善、地域経済活性化をすすめること。

今回の地賃の答申は、例年以上の引上げ額が示されたが、昨今の暮らしから見ると不十分であり、物価高騰に対応できる大幅引上げを求める。

地域間格差を是正する大幅引上げとともに全国一律最賃制度の実現を求めるこ

と。

今回の改定に当たっては、山梨の最賃を大幅に引上げて首都圏との格差を解消すること、同時に全国一律最低賃金の確立による根本解決を強く望むもの。

答申額では健康で文化的な暮らしを維持することはできない。

ただちに1,500円以上にすること。

早期に時給1,500円以上に改定することを求める。

仮に時給1,500円で労働期間を1日8時間、月間160時間とすれば、月額賃金24万円、130時間台としても約20万となる。

最低賃金を1,500円以上にすることは切実な緊急課題です。

大幅な引上げを強く求める。

最低賃金の効力発生日については、例年どおり10月実施を目指すこと。

審議会においては、最低賃金に関わる労働者の意見陳述の機会を設けること。

というものになっております。

続きまして、6ページを御覧ください。

山梨県医療労働組合連合会からの異議申出書となります。

申出事項としましては、8時間働けば人間らしく暮らせるには、今や時給1,700円以上が必要となっており、現行の賃金水準では健康で文化的な最低限度の生活すら維持できなくなっている。

労働者の賃上げによる経済の活性化にもつながらない、一桁足りない目安となっている。

医療・介護職は最低賃金の地域間格差の影響を直接受け、医療や介護職の地域間格差賃金格差に直結している。

働く県によって賃金格差が8~9万円以上になる実態があり、全国一律の実施なくして医師・看護師・介護職員の地域間偏在は解決できないと考える。

改正答申は、再審議し、上積みを行うことを求める。

最低生計費の視点からすれば最低賃金は少なくとも時間額1,700円は必要。

一度に引上げができないとしても、到達年度を確認しつつ、今年度の引上げ額を議論すべき。

これらの引上げ額の判断基準について、あらためて審議してください。

というものになります。

続きまして、7ページになります。

山梨県労働組合総連合からの異議申出書となります。

申出事項としましては、人間らしい生活ができる最低賃金への引上げをお願いします。

非正規雇用労働者が全労働者の4割に達し、その多くは最低賃金近傍の時給で働くを得ない状況にある。

急激な物価高騰などにより実質賃金の低下が続き、このままでは、社会機能の維持に欠かせないエッセンシャルワーカーを含めた多くの労働者の生活破綻を防ぐことはできません。

1日8時間働けば人間らしい生活ができるように、私たちは今すぐ時給1,500円以上を要求します。

社会保険料企業負担の減免はじめとした中小企業への支援策の充実や強化を国に働きかけ、最低賃金の大幅な引上げを強く要請する。

地域間格差是正のために山梨県の最低賃金引上げをお願いします。

山梨県においても早急に隣県との格差是正を行るべきである。

ランク分けをやめ、中小企業への支援を拡充して、全国一律最低賃金制度創設を国に求め地域間格差是正のためにも答申を大幅に上回る引上げを強く要請する。県への支援策も求め、大幅引上げをお願いします。

答申を大幅に上回る引上げとともに、実効ある企業への支援策実施を県知事に求めるよう要請する。

例年通り10月実施をお願いします。

効力発効日が12月1日になる理由は、昨年を上回る最賃引上げとなるため、使用

者側への配慮をしたとのことだが、最賃及び最賃近傍で働く方々の生活は大変な状況に追い込まれている。

12月1日では遅すぎる。

例年10月に効力発効としてきたことから、10月中の効力発効日とすることを強く要請する。

意見陳述の機会を設けてください。

審議会で女性や非正規労働者が意見陳述を行う機会を設けること。

要望のある組織からの意見陳述を認めることを要請する。

というものになります。

続きまして9ページを御覧いただければと思います。

ユーコープ労働組合からの異議申出書となります。

申出事項といたしましては、山梨県の最低賃金を時間額1,052円とすることに不服を申し立て、最低賃金のさらなる引上げを行うよう再審議を求める。

県内労働者と家族の生計費を確保する最低賃金の水準、全国一律最低賃金制度、そのための中小企業支援策の拡充について論議を尽くし、審議会を全面的に公開することを求める。

全国一律最低賃金制度導入と8時間働けば労働者の生活が充足される時給1,500円以上への改定が今すぐ必要だと考える。

日本の90%を超える中小企業を支え、労働者の雇用を守るためにも、中小企業支援策の拡充が必要。

昨年の山梨地方最低賃金審議会の異議審では、最低賃金議近傍で働く労働者の存在について質問が出されました。その存在について明確にすることはなかった。

国民誰もが健康で文化的な最低限度の生活を保障するためにも、実際に最低賃金で働く人の声を聞くなどし、2025年度最低賃金改定額のさらなる引上げをしてください。

というものでございます。

続きまして10ページを御覧いただければと思います。

やまなし公務公共労働組合、山梨自治体一般労働組合からの異議申出書となります。

申出事項といたしましては、安定した生活及び将来への生活不安・格差を想起させないよう、さらなる実質的な賃金額の改定を求める。

これまでどおり、10月1日からの改定を求める。

改定時期を先送りするのではなく県民の暮らしを守る政策的シグナルとして、10月からの改定を強く求めます。

10月1日が難しくとも法に基づき速やかに最低賃金を改定していただきたい。

全国一律最低賃金への改正を山梨県として強く国に求めてください。

また審議会として、付帯事項として答申に明確に盛り込んでください。

都道府県ごとに最低賃金を決めるという仕組みは、制度疲労を起こし、政策的にも流動的な人口移動を止められず、今後の少子高齢化、人口減の社会の中で人的資源の流出、労働力不足、必要な職種への人材確保の困難性などますます強めるものでしかありません。

これをそのまま放置しておくことは地域衰退に直結するものです。

全国一律賃金への法改正について強く国に発信していく責務があると感じます。

国に対し全国一律最低賃金制度導入、法改正を意見することを強く求めます。

以上でございます。

(後藤会長)

はい、ありがとうございました

それでは、事務局の説明内容につきまして、何か御質問、御意見等ございましたら、お願いできますでしょうか。

(長谷川委員)

誰に質問していいかわかりませんけれども、毎年異議審には、必ずこういうような文書が出てきますが、こちら側は使用者側で、そちら側は労働者側っていうことで、この異議申出を出した人たちと、皆さんの組合との関係というか、皆さんの中の傘下の人達なのか、全然関係ないのか、そんなところを教えていただければありがたいなあと思います。

(後藤会長)

あまり関係のない内容のような気はしますが。

(白倉委員)

私たち連合のところに入っている、山梨総連合会っていうところに入っている、ここの方たちとはお付き合いはないということでございます。

(後藤会長)

よろしいですか。

(各側委員)

(意見等なし。)

(後藤会長)

それでは、ないようでしたら、異議申出に関する諮問を受けたいと思います。

(労働局長から後藤会長へ諮問文を手渡す。)

(後藤会長)

それでは、事務局から諮問文の朗読をお願いいたします。

(賃金室長)

それでは、朗読させていただきます。

山梨労発基0916第1号

令和7年9月16日

山梨地方最低賃金審議会会長、後藤光利殿

山梨労働局長、岩崎充

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について 諮問

標記について、下記のとおり最低賃金法第11条第2項に基づく異議の申出があつたので、貴会の意見を求める。

記

1 異議申出日及び申出者

令和7年9月4日 山梨県労地域ユニオン

令和7年9月8日 山梨県医療労働組合連合会

令和7年9月9日 山梨県労働組合総連合

令和7年9月9日 ユーコープ労働組合

令和7年9月9日 やまなし公務公共労働組合、山梨自治体一般労働組合  
以上でございます。

**【 (2) 最低賃金審議会の意見に関する異議申出の取扱いについて 】**

(後藤会長)

はい、ありがとうございました。

それでは、議事(2)の異議申出の取扱いに係る審議に入りたいと思います。

まず、各側から異議の申出に対する意見を述べていただきまして、その後、さらに審議を行い、採決を行うという流れで進めさせていただきます。

それではまず、労働者側の御意見をうかがいたいと思います。

よろしくお願ひいたします

(白倉委員)

はい、労働者側の意見でございますが。

今回、山梨の地方最低賃金について5件、6組織のほうから異議が出ているということなので労働者側としての見解を出していきたいと思っております。

労働者側としましては、将来的、連合の方で掲載しております連合のリビングウェッジの金額から見ても最低1,120円、世界的に見てはですねそれ以上必要という考えは出ております。

今回の引上げの金額についてはですね、世界情勢の不安定、物価高騰等の状況、審議の状況勘案し、公益側の方、使用者側の方、私たち労働者側が真摯に論議を行った結果ですね、結果の到達点として今回の最低賃金、64円の積み上げに対してと、発効日に対しては全会一致とはなっておりませんが、問題はないと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

(後藤会長)

はい、ありがとうございました。

それでは、次に使用者側の御意見をうかがいます。

お願ひします。

(早川委員)

はい、それでは使用者側の意見を述べさせていただきます。

本年度の山梨県最低賃金は、消費者物価の高騰が続くなかで、昨年、一昨年と同様に、法定三要素のうちの労働者の生計費を最優先に考慮して、使用者側といったしましては、大幅に譲歩して64円の引上げといたしました。

この引上げは山梨県内の、特に小規模事業者にとっては従来以上に大きな負担を強いるものであります。

これ以上大幅な引上げとなれば地域の雇用の崩壊にもつながりかねない状況になります。

また、隣接都県が目安額に対して上乗せを行わない中で地域間格差の是正にも配慮した引上げを行っております。

全会一致には至りませんでしたが、効力発生日等も含めまして、公労使の委員が真摯に審議した結果であります。

問題はないと考えております。

以上です。

(後藤会長)

はい、ありがとうございました。

それでは、最後に公益委員はいかがでしょうか。

(今井委員)

公益の見解といたしましては、現下の経済情勢、特に、今年に入ってからの物

価上昇等を考慮して、この金額で決定されたものというふうに理解しております。

また、効力発生日についても、例年には大幅な賃金の上昇となって、使用者側にとって準備期間等が必要とされることを踏まえたものというふうにも理解しております。

いずれにしましても、労使間で十分な論議を行って決めたことでございますので、このようなことから、公益といたしましては、異議申し立てにつきましては、特に理由がないというふうに考えております。

以上です。

(後藤会長)

はい、ありがとうございました。

今お話ししたいた以外、何か付け加えておっしゃりたいことございましたらお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(各側委員)

(意見等なし。)

(後藤会長)

よろしいでしょうかね。

それでは、御意見も出そろったようですので、本件について採決を行いたいと思います。

先ほど御説明ありましたように、異議の申出は、6つの労働組合から出されておりますが、採決の方法は一括で行いましょうか、それとも別々に行いましょうか、御意見をいただければと思います。

(各側委員)

(「一括でおねがいしたい」との意見あり。)

(後藤会長)

一括でよろしいでしょうか。

はい、それでは、例年も一括のようですので、本年度も一括で採決を行いたいと思います。

先ほど御説明ございましたが、令和7年9月4日付で山梨県労働地域ユニオンから、9月8日付で山梨県医療労働組合連合会から、9月9日付で山梨県労働組合総連合、同じくユーロープ労働組合、同じくやまなし公務公共労働組合・山梨自治体一般労働組合、それぞれからなされました、最低賃金法第11条による異議の申出につきましては、皆様から御意見お聞きいたしましたように、本件申出内容の主

旨を踏まえた審議がすでに行われており、その他審議内容の結果から異議の申出についてはこれを採用せず、8月27日付けの答申どおりとする、ということについて、賛否を問いたいと思います。

慣例によりまして、反対から採決を行いたいと思います。

なお、ここでいう反対という内容は、8月27日付けの答申どおりではなく、金額審議をもう一度行うというのが、反対という内容となりますので、それを踏まえて採決をしたいと思います。

それでは、まず、反対の委員、いらっしゃいましたら挙手をお願いいたします。

反対の委員はいらっしゃらないということですね。

次に、賛成、つまり、答申どおりであるという意見の委員の方は挙手を願いいたします。

はい、ありがとうございました。

全員賛成となりましたので、採決の結果、これらの異議の申出は採用せず8月27日付けの答申どおりといたします。

### 【 (3) 最低賃金審議会の意見に関する異議申出について（答申） 】

(後藤会長)

それでは、これを踏まえまして、議事の(3)労働局長に対する答申をすることにいたしますので、事務局は、答申の案を配付の上、朗読をお願いいたします。

(賃金室長)

それでは朗読させていただきます。

案。

令和7年9月16日

山梨労働局長 岩崎充殿

山梨地方最低賃金審議会会長 後藤光利

当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について 答申

令和7年9月16日、貴職から8月27日付け山梨県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する下記1の者からの異議申出について意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記2の結論に達したので答申する。

記

- 1 異議申出者 山梨県労地域ユニオン  
山梨県医療労働組合連合会  
山梨県労働組合総連合  
ユーロープ労働組合  
やまなし公務公共労働組合

山梨自治体一般労働組合

2 審議結果 令和7年8月27日付け答申どおり決定することが適當である。  
以上でございます。

(後藤会長)

それでは、採決の前に、御質問、御意見を承りたいと思います。  
今朗読をした案について何か御意見、御質問ございますでしょうか。

(各側委員)

(意見等なし。)

(後藤会長)

それでは、この答申案について採決を行います。  
また順番は、慣例に従いまして、反対からお伺いします。  
反対の委員の方は挙手をお願いいたします。  
はい、反対の委員の方はいらっしゃらないですね。  
それでは次に、賛成の委員の方の御意見をお伺いしたいと思います。  
賛成の委員の方は挙手をお願いいたします。  
はい、全員一致ですね。  
ありがとうございました。  
それでは、採決の結果、全会一致で答申案のとおり決定されましたので、これを労働局長に答申することとしたいと思います。

(賃金室長補佐)

報道関係者の皆様におかれては、ただいまの時間から撮影の準備をしていただいて構いません。

(後藤会長から局長へ答申文を手渡す。)

(後藤会長)

それでは、ここで、労働局長から、一言御挨拶をいただきたいと思います。  
よろしくお願いします。

(労働局長挨拶)

ただいま後藤会長から、今般の異議申出に係る審議の結果、8月27日付けの答申どおり決定することが適當であるとの答申をいただきました。  
この答申を謹んでお受けしたいと思います。

これをもちまして、令和7年度の山梨県最低賃金は、1時間1,052円の金額が確定いたしました。

事務局としましては、早速、12月1日の発効に向けて事務手続きを進めてまいります。

さらに、最低賃金の周知徹底、履行確保につきまして、しっかりと、確実に実施していく所存でございます。

委員の皆様方におかれましては、過密な日程の中で、さまざまな現在の実情を踏まえ、真摯な審議と御尽力をいただいたことに対しまして、改めて感謝を申し上げたいと思います。

引き続き最低賃金行政の推進に御理解、御協力を賜りますことをお願い申し上げまして、御礼の御挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

(賃金室長補佐)

報道機関の皆様には、撮影はここまでにしていただければと思います。

#### **【 (4) 特定最低賃金改正決定の必要性の有無について (答申) 】**

(後藤会長)

ありがとうございました。

それでは、次第に従いまして、議事を進めていきたいと思います。

続きまして、議事の(4)特定最低賃金改正決定の必要性の有無についてです。

特定最低賃金の改正の必要性を検討するために、本年8月19日に開催されました、特定最低賃金検討委員会における審議の結果につきまして、今井委員から報告をお願いいたします。

(今井委員)

それでは、8月19日の特定最低賃金検討委員会におきまして、私が委員長に選出されましたので、私から報告いたします。

8月5日の本審において諮問を受けました、電機と自動車の2業種に係る特定最低賃金の改正の必要性について審議するため、特定最低賃金検討委員会を開催しました。

この二つの特定最低賃金改正の必要性について、慎重に検討した結果、本日配付しております委員会報告のとおりとなりました。

事務局からの朗読をもって報告とさせていただきます。

(後藤会長)

はい、ありがとうございました。

それでは、事務局は朗読をお願いいたします。

(賃金室長)

本日の資料に特定最低賃金検討委員会報告の写しがありますので、そちらを御覧いただければと思います。

それでは、最初に電機の方から朗読させていただきたいと思います。

令和7年8月19日

山梨地方最低賃金審議会会長 後藤光利殿

山梨地方最低賃金審議会 特定最低賃金検討委員会委員長 今井幸一

山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について 報告

当委員会は、令和7年8月5日開催の第2回山梨地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に検討した結果、改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当った当委員会の委員は、下記のとおりである。

以下、委員の皆様のお名前がございますが、朗読は省略させていただきます。

続きまして、自動車の方を朗読させていただきます。

令和7年8月19日

山梨地方最低賃金審議会会長 後藤光利殿

山梨地方最低賃金審議会 特定最低賃金検討委員会委員長 今井幸一

山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について 報告

当委員会は、令和7年8月5日開催の第2回山梨地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に検討した結果、改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当った当委員会の委員は、下記のとおりである。

同様に、委員の皆様のお名前の朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

(後藤会長)

ただいまの報告につきまして、何か御質問、あるいは御意見等はございましたら、お伺いしたいと思いますがいかがでしょうか。

(各側委員)

(意見等なし。)

(後藤会長)

よろしいでしょうか。

それでは、御意見等がなければ、特定最低賃金検討委員会報告を了承することとしたいと思います。

ただいまの報告に基づきまして、二つの特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に係る審議会の答申について、お諮りしたいと思います。

事務局は、答申の案を配付の上、こちらも朗読をお願いできますでしょうか。

(賃金室長)

まず電機の方から朗読させていただきます。

案

令和7年9月16日

山梨労働局長 岩崎充殿

山梨地方最低賃金審議会会长 後藤光利

山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について 答申

当審議会は、令和7年8月5日付け山梨労発基0805第1号をもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

次に、自動車の方を朗読させていただきます。

案

令和7年9月16日、山梨労働局長 岩崎充殿

山梨地方最低賃金審議会会长 後藤光利

山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について 答申

当審議会は、令和7年8月5日付け山梨労発基0805第2号をもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった山梨県自動車・同附属品製造業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので答申する。

以上でございます。

(後藤会長)

はい、ありがとうございました。

それでは、ただいまの答申の案について、まずは、御意見、御質問を受け付けたいと思います。

なにか、案につきまして御質問、御意見ござりますか。

(各側委員)

(意見等なし。)

(後藤会長)

それでは、御意見、御質問ないようですので、この答申案について採決を行いたいと思います。

また、反対、賛成の順でお聞きしていきます。

まず、反対の委員は挙手をお願いいたします。

はい、いらっしゃらないですね。

それでは、続きまして、賛成の委員は、挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございました。

全会一致で賛成ということですので、決定することにいたします。

それでは、労働局長に答申をさせていただきます。

(後藤会長から労働局長へ答申文を手渡す。)

### 【 (5) 特定最低賃金改正決定について (諮問) 】

(後藤会長)

それでは、議事を進めていきます。

続きまして議事の(5)「特定最低賃金改正決定について (諮問)」に入ります。

7月22日に改正の申出がありました、二つの特定最低賃金につきまして、改正決定の必要性ありとの答申を行いましたので、ここで特定最低賃金の2業種の改正決定について、労働局長から諮問を受けたいと思います。

(労働局長から後藤会長へ諮問文を手渡す。)

(後藤会長)

それでは、まず事務局から諮問文の朗読をお願いできますでしょうか。

(賃金室長)

それでは、電機の方から朗読させていただきます。

山梨労発基0916第2号

令和7年9月16日

山梨地方最低賃金審議会会長 後藤光利殿

山梨労働局長 岩崎充

最低賃金の改正決定について 諮問

最低賃金法、昭和34年法律第137号、第15条第2項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金、平成21年山梨労働局最低賃金公示第3号

続きまして、自動車の方を朗読させていただきます。

山梨労発基0916第3号

令和7年9月16日

山梨地方最低賃金審議会会長 後藤光利殿

山梨労働局長 岩崎充

最低賃金の改正決定について 諮問

最低賃金法、昭和34年法律第137号、第15条第2項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金、平成21年山梨労働局最低賃金公示第2号

以上でございます。

(後藤会長)

はい、ありがとうございました。

それでは、諮問に当たりまして、まず、労働局長から御挨拶をいただきたいと思います。

よろしくお願いします。

(労働局長挨拶)

ただいま、後藤会長から特定最低賃金の二つ業種につき、改正決定の必要性ありとの答申をいただいたことを受けまして、改正の決定について調査審議を求める諮問をさせていただきました。

委員の皆様におかれましては、地域別最低賃金に引き続きまして、特定最低賃金の審議につきましても、どうぞよろしくお願ひいたします。

特定最低賃金は、地域別最低賃金とは異なりまして、特定の産業における労働条件の向上、事業の公正競争の確保の観点から、地域別最低賃金よりも賃金水準の高い最低賃金が必要と認められたものについて、労使主導のもと決定されるも

のであると理解しております。

そして、この特定最低賃金によって産業の魅力を高めるものであると考えているところございます。

本年度につきましても、各委員の皆様の真摯な議論の下、労使で一致できる水準での御答申をいただけることを期待するものでございます。

以上、簡単ではございますが、諮問に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

(後藤会長)

ありがとうございました。

ただいま労働局長から、特定最低賃金2業種の改正決定について諮問がありましたので、今後、当審議会におきまして調査審議を進めてまいりたいと思います。

#### **【 (6) 特定最低賃金専門部会の設置等について 】**

(後藤会長)

それでは続きまして、議事の(6)特定最低賃金専門部会の設置等についてです。

ただいま諮問を受けました、電機と自動車の特定最低賃金の審議に当たりましては、最低賃金法の規定に基づきまして、専門部会を設置して、調査審議を行うことになっております。

この専門部会の設置等につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

(賃金室長)

それでは、説明させていただきます。

まず、1ページ、資料1を御覧いただければと思います。

下の方になりますが、最低賃金法第25条第2項におきまして、最低賃金審議会は、最低賃金の決定又は改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない、とされております。

その下の、同条第3項におきまして、専門部会につきましては、関係労働者を代表する委員、関係使用者を代表する委員、及び公益を代表する委員の各同数をもって組織する、とされております。

次に13ページに飛んでいただきまして、資料4を御覧いただければと思います。

最低賃金決定の仕組みを表した図になります。

特定最低賃金につきましては、下の方の図になります。

図の中に、赤や青や緑色の字で日付が記入されております。

これらは、昨年度の各手続等が実施された日付を記載したものとなっています。

今後のスケジュール感の参考にしていただければと思います。

続きまして資料5でございます。

15ページですね、を御覧いただければと思います。

「令和7年度最低賃金改正等の推進について」ですが、この中の、第1の2の(2)専門部会、の中にカタカナのイにある規定によりまして、専門部会の各側の委員の数は3名とすると定められております。

ページが前後いたしますが、3ページのほうに戻っていただきまして、資料2を御覧いただければと思います。

最低賃金審議会令の抜粋となります。

最低賃金審議会令第3条第1項におきまして、委員を任命しようとするときは、関係労働組合又は関係使用者団体に対しまして、相当の期間を定めて、候補者の推薦を求めなければならないとされており、この審議会終了後、直ちに委員推薦の公示を行わせていただきます。

この相当の期間につきましては、通常は2週間程度とさせていただいております。

この公示を行いまして、推薦をいただいたところで、局長が委員を任命することとなっております。

委員の任期についてですが、本審の委員とは異なりまして、専門部会の委員には任期の規定はなく、専門部会が廃止されると任期が終了することとなります。

ここで、3ページの一番下の、審議会令第6条第7項を御覧いただきますと、「最低賃金専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、これを廃止するものとする」と規定されております。

この規定によりまして、専門部会における金額審議が終わり、改めて本審を開催しなくてもよいように、あらかじめ専門部会の任務が終了したときは、専門部会を廃止するという議決をいただいておけば2業種の最低賃金が決定した時点で、専門部会の任務が終了したということになり2業種の専門部会を自動的に廃止することができます。

つきましては、本日、専門部会の廃止につきましても、あらかじめ決議していただきますようにお願ひいたします。

以上でございます。

(後藤会長)

はい、ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について何か、御質問、御意見ございますか。

(各側委員)

(質問等なし。)

(後藤会長)

よろしいでしょうか。

ただいま説明のありました特定最低賃金の専門部会を設置すること、また、特定最低賃金専門部会は、その任務を終了した場合は廃止すること、この2点について、皆様に議決を取らせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(各側委員)

(異議なし。)

(後藤会長)

それでは、特定最低賃金の審議につきましては、専門部会を設置して、調査審議することといたします。

また、当該専門部会につきましては、その任務を終了した場合は廃止とさせていただきます。

専門部会の委員の任命につきましては、今後、事務局において、所定の手続きをお願いいたします。

## 【 (7) 特定最低賃金の専門部会専決決議について 】

(後藤会長)

それでは、議事を勧めさせていただきます。

続きまして、(7)「特定最低賃金の専門部会の専決決議について」というところでございます。

まずは、事務局から説明をお願いいたします。

(賃金室長)

それでは説明いたします。

資料の3ページ、資料2を御覧いただければと思います。

最低賃金審議会令の第6条第5項におきまして、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができます」と規定しております。

次に、15ページに飛んでいただきまして、資料5です。

こちらを御覧いただきまして

第1の2の(2)のエでございます、下から5行目でございます。

特定最低賃金の改正決定に当たっては、最低賃金審議会令第6条第5項における、専門部会の決議をもって本審の決議とする旨の規定が適用できることになっております。

ただし、この規定が適用されるのは、「専門部会における決議が全会一致の場合に限る」としておりますので、全会一致の場合のみ、専門部会の決議を本審の決議にすることができます。

全会一致でなかった場合につきましては、本審を開催して、改めて採決を行うことになります。

以上のことと踏まえまして、「専門部会における決議が全会一致であった場合には、これを本審の決議とすること」につきまして、あらかじめ決議していただきますようお願いいたします。

以上でございます。

(後藤会長)

ありがとうございました。

それでは、決議に先立ちまして、ただいまの説明につきまして、何か御意見、御質問ございますか。

(各側委員)

(質問等なし。)

(早川委員)

1つすいません。

先ほどのことで、申し訳ないです。

特定最賃の専門部会の1回目が、去年は10月2日になっていますが、今年は遅れている関係で、おおむね幾日頃。

(賃金室長)

委員さんが決まってからになるので、10月中・下旬位、少し後ろのほうに来るとは思われます。

(早川委員)

委員をお願いするのに承知してないとお願いできないので、ありがとうございます。

(後藤会長)

はい、よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。

(各側委員)

(意見等なし。)

(後藤会長)

よろしいでしょうか。

それでは、先ほど御説明のありました、専門部会における決議が全会一致であった場合には、これを本審の決議とするということについて、皆様の御意見をお聞きしたいと思います。

反対から賛成という順番でお聞きしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

まず、反対の方挙手をお願いいたします。

はいゼロですね。

それでは、賛成の方の挙手をお願いいたします。

はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致で賛成となりました。

専門部会における決議につきましては、全会一致であった場合に限り、これを本審の議決とすることとしたいと思います。

## 【 (8) その他 】

(後藤会長)

それでは、また、議事を進めさせていただきます。

(8) 「その他」でございます。

まずは、委員の皆様から、その他何かございましたら、お伺いしたいと思いますが、委員の皆様いかがでしょうか。

(各側委員)

(意見等なし。)

(後藤会長)

よろしいでしょうか。

それでは、事務局から何かございますか。

(賃金室長)

今後の日程等について、簡単に説明させていただきたいと思います。

特定最低賃金専門部会につきまして、労働者側、使用者側から委員の御推薦をいただき、専門部会の委員が決定しましたら、速やかに専門部会の日程調整をさせていただきたいと思っております。

また、専門部会における決議が、全会一致とならず、本審を開催する場合に備えまして、本審委員の皆様全員に本審開催の日程調整をさせていただきますので、

日程の確保などにつきまして、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

もう1点ですね、特定最低賃金改正決定に係る関係労使の意見聴取につきましても本日公示させていただきます。

以上でございます。

(後藤会長)

ただいまの事務局の説明について、何かございますか。

(各側委員)

(質問等なし。)

(後藤会長)

ほかに、今の事務局の御説明以外で、何かおっしゃることがあればこの場でおっしゃってください。

(各側委員)

(意見等なし。)

(後藤会長)

それでは、予定されておりました議事すべて終了いたしましたので、以上をもちまして、令和7年度第4回山梨地方最低賃金審議会を終了とさせていただきます。

なお、本日の議事録の確認につきましては、白倉委員と早川委員にお願いしたいと思います、よろしくお願ひいたします。

それでは、お疲れ様でした。